第3章 事業計画の基本的な理念・方針

1 計画の愛称

本市が「子どもにやさしいまちづくり」を進めていくため、その基本となる理念及び 具体化の方向を示した「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」がめざす「子どもに やさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得 られるよう子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが 安心して豊かに暮らすことのできるまちをいいます。

この条例に基づく取り組みと事業計画との整合性を図るため、「子どもにやさしいまちづくり」をキーワードに、本計画の愛称を『奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン』とします。

2 計画の基本理念

次代を担う子どもは人間としての尊厳と人格をもった存在であり、社会の一員として 大切に育てられる必要があります。子育ての基盤は家庭であり、子育ては第一義的責任 として保護者が担うべき重要な役割であるという考え方を基本とし、さらにすべての子 育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と地域、さらには社会全体で子育て家庭 を優しく見守り応援していくことが大切です。そのような環境で育つ子どもは、いきい きと輝き、未来を築く社会の担い手となると考えます。

本計画では、奈良市次世代育成支援行動計画の基本理念「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」の考えを継承するとともに、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の方向性や本市のめざす将来像を踏まえ、次のように基本理念を定めます。

すべての子どもが今を幸せに生き、 夢と希望を持って 成長することができるまち なら

3 計画の基本方針

本計画では、基本理念を受けて、「子ども」「子育て家庭」「地域や社会」という3つの視点から、子どもにやさしいまちづくりのために、次の3つの基本方針を掲げ、総合的に施策を展開することをめざします。

(1) 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり【子ども】 ■ ■ ■ ■

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

本市の人口推移を見ると、世帯当たりの子どもの人数が減少しており、家庭の小規模化が進む中、就学前施設(認可保育所(園)・幼稚園)全体として、在籍児童の割合が増加しています。その中でも、3~5歳児の約9割が幼稚園や保育所等の就学前施設に在籍しており、待機児童も見られます。

このような保育ニーズの高まりへ対応するため、今後、幼稚園等の既存施設の活用や 幼保の連携を図りながら、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子育 て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進め ます。

また、子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ 適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子 どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

(2)子どもを安心して生み育てられるまちづくり【子育て家庭】 •••

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、 在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、保護者が自己肯定感(自分のよさを肯定的に認める感情)を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

また、児童虐待や子どものいじめ問題等については、保育所・幼稚園・学校のほか、 行政や専門機関、家庭・地域社会・企業等が連携して対応することが必要であり、組織 的な取り組みを強化します。

(3)地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり【地域や社会】 ■ ■ ■

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子育で期における就労中の母親が増加していることから、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、家庭、職場、地域において子育でに対する理解を促し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む環境の醸成に努めます。

また、親子が住みよいまちづくりを進めるためには、全市的な活動として安心・安全なまちづくりを強く推進していくことが必要です。地域には保育所や幼稚園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。



奈良市子どもにやさしい

奈良市では、全ての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込め、この度、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」(子ども条例)を制定しました。

子ども条例の目的

●この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを 進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向に ついて定めることにより、奈良市の子どもたちが今を 幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成 長していけるようにし、及び子ども参加によって大人 とともにまちづくりを進めることを目的とする。 この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。



子ども条例の基本理念

- ●日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- ●市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及 び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意 見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- ●子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

子ども条例の基本理念として、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての取組の基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考えること。子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。



定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。

子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

- ●子どもは、この条例の基本理念に のっとり、子どもにとって大切な権 利の保障を求めることができる。
- ●子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、 子どもにとって大切な権利が保 障されるよう、子どもたちが求 めることができることを表して います。また、自分自身の権利の 保障を求めるだけではなく、他 者の権利も自分自身の権利と同 様に尊重されるよう、子どもた ちが努めるものとすることを表 しています。

まちづくり条例の概要



大人たちの役割

ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を定めています。

市の役割

- ★子どもに関する施策の実施及び 財政上の措置
- ★保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の 関係者及び事業者がそれぞれの役割を 果たすことができるための必要な支援



- ★子どもの健やかな育ちを支援 ★安全で安心な地域づくり
- ★多様な世代や子ども同士の交流 及び様々な体験をすることが できる機会を提供



事業者の役割

- ★雇用する労働者が仕事と子育てを両立 できるよう必要な職場環境を整備
- ★地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力

保護者の役割

★子どもの育成に対し 第一義的な責任を有する ★子どもが健やかに育つよう努める

子どもが育ち・学ぶ施設の 関係者の役割

- ★子どもが、心身ともに健やかに成長し、 生きる力を身に付けること並びに能力 及び可能性を最大限に伸ばすことが できるための支援
- ★子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、 又は学ぶことのできる場となるための 環境づくり
- ★虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と 協力し、その予防と早期発見に向けた取組を 行う。

市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。

子どもによる意見表明と参加の促進 子ども会議の設置について 子どもへの虐待やいじめ、 体罰などに対する 取組について

子育て家庭への支援、 困難を有する子どもと その家庭に対する支援について

有害な環境や危険な環境から 子どもたちを守ることについて 子どもの居場所や 遊び場づくり 子どもが直接、安心して容易に 相談できる体制の充実に ついて

施策の推進

ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、必要な体制整備、広報活動、啓発活動の実施について掲げています。

